

第5章

未来への生活基盤が整ったまち

5-1 土地利用・市街地整備

▶ 目的と方針

町全体の一体的・持続的な発展に向け、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した計画的な土地利用に努めるとともに、地域の特性を踏まえた市街地整備を推進します。

▶ 現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、社会・経済情勢が大きく変化する中で、住民の健康で快適・安全な生活を確保するために持続可能な都市経営の推進が求められています。

本町は、昭和46年に茨城都市計画区域に指定され、昭和49年に区域区分が定められました。昭和50年には水戸・勝田都市計画区域に行政区域全域が編入され、現在までに土地利用の状況等に応じた都市計画の変更を行いながら、メリハリのある土地利用の規制・誘導に努めてきました。

これまで、市街化区域を中心に市街地の開発・整備を推進してきたことから、引き続き、これらの市街地における都市基盤施設の整備を推進するなど、良好な市街地環境の維持・形成により、都市機能の集積を図るとともに、町民の定住促進に向けた取り組みを進めることが重要です。

また、町民の多くが市街化調整区域に居住している状況にあり、今後、人口減少などが懸念されることから、定住人口や交流人口を確保するため、都市基盤施設の整備状況などを踏まえ、自然環境に十分配慮しながら、一定の都市的な土地利用を許容し、コミュニティの維持・保全を図ることが必要です。

このように、社会・経済情勢の変化などに対応するため、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した土地利用の規制・誘導を図るとともに、地域の特性を踏まえた個性豊かな都市づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

土地利用 ・ 市街地整備	計画的な土地利用の推進
	前田・長岡地区の地区計画に基づく整備
	やさしさのまち「桜の郷」整備事業の促進
	市街化調整区域内集落の維持・保全
	学校跡地の利活用

▶ 主要施策

5-1-1 計画的な土地利用の推進

「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき、保全と開発の調和のとれた規制・誘導を行い、地域の特性を生かした適切な土地利用に努めるとともに、都市基盤施設の整備状況や周辺環境の状況により、必要に応じて都市計画の変更を検討します。

5-1-2 前田・長岡地区の地区計画に基づく整備

前田・長岡地区においては、必要な道路・排水施設等の整備を進め、宅地化を促進するなどの都市的な土地利用を積極的に誘導するとともに、地区施設道路の整備にあたっては、緊急性や機能に応じて優先度を定め、地域住民と協議しながら整備に努めます。

5-1-3 やさしさのまち「桜の郷」整備事業の促進

やさしさのまち「桜の郷」整備事業の未造成地においては、生活利便施設等の誘致を事業主体である県に働きかけていきます。

5-1-4 市街化調整区域内集落の維持・保全

- ①既存集落においては、区域指定制度を活用しながら、住宅や一定の小規模店舗などの立地を促し、コミュニティの維持・保全を図ります。
- ②大規模企業跡地など、社会・経済情勢の変化などにより一団の未利用地となった地区については、開発許可制度による開発・建築行為や地区計画など、状況に応じて適正な制度・手法の活用を検討し、跡地の有効活用を促進します。

5-1-5 学校跡地の利活用

学校跡地については、施設の状況、立地条件、地域性などを考慮しながら、地域の活性化や交流の場として、最大限に有効活用を図ります。また、地域の活性化や財政運営の両面からも有効手段であると思われる民間活力の導入について、調査・研究を進めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
市街化区域における宅地化率	%	39.0	41.0
前田・長岡地区の地区施設道路の整備進捗率	%	10.0	15.0
桜の郷地区の生活利便施設等の誘致進捗率	%	37.0	70.0
区域指定制度による開発許可等の件数 （累計）	件	214	314

■町民等に期待される主な役割

町 民	○都市計画等に関する知識を深め、適正な土地利用や市街地整備に協力しましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体は、都市計画等に関する知識を深め、適正な土地利用や市街地整備に協力しましょう。 ○事業者は、関係法令等に基づき、適正な開発を行いましょう。

5-2 道路・公共交通

▶ 目的と方針

町民の利便性・安全性の向上と様々な分野における町の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通の充実、交通弱者対策の強化を図ります。

▶ 現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業・経済活動、地域間の交流を支える重要な社会基盤です。

本町には、国道6号と主要地方道大洗友部線をはじめ県道14路線が縦横に走り、これらを骨格として道路網が形成されています。また、高速道路として、北関東自動車道と東関東自動車道水戸線が走り、3つのインターチェンジが設置されています。

国道については、本町を縦貫する主要な幹線道路として機能していますが、一部区間の拡幅が求められており、国に要請していく必要があります。

県道については、広域的な幹線道路として重要な役割を担っていますが、狭い箇所も多数あることから、早期整備を県に要請していく必要があります。

町道については、平成28年度末現在、改良率18.9%、舗装率66.1%となっており、今後も計画的な道路整備が必要です。

都市計画道路については、平成28年度末現在、改良率59.1%となっており、早期の整備完了を目指し、関係機関との調整を進めていく必要があります。

本町の道路網は、近年の交通量の増大や舗装の経年劣化等から、ひび割れなどの破損箇所が年々増加しているため、定期的な点検・補修が求められています。

また、本町には、大小合わせて155橋の橋梁がありますが、それらの多くは老朽化が進んでおり、今後、定期的な点検と適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていくことが求められています。

一方、本町の公共交通については、民間の路線バスが運行されていますが、利用者の減少などにより、路線の変更や運行本数の減少が進んでいます。

路線バスは、町民の日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、

その維持に努める必要があります。また、高齢化に伴う運転免許証の自主返納者をはじめとする交通弱者の多様なニーズを考慮し、本町の実情に合った公共交通サービスについて検討していく必要があります。

また、本町では、高齢者や障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を実施しています。

しかし、今後、高齢化のさらなる進行が予想されることから、事業内容の充実を図る必要があります。

■施策の体系

道路 ・ 公共交通	国・県道の整備促進
	都市計画道路の整備
	町道の整備及び長寿命化
	橋梁の長寿命化
	公共交通の充実
	高齢者・障がい者対策の強化

▶主要施策

5-2-1 国・県道の整備促進

国道6号の4車線化、主要地方道大洗友部線の改良をはじめとする県道の整備を、国・県に対して積極的に要請していきます。

5-2-2 都市計画道路の整備

都市基盤の骨格となる都市計画道路については、関係機関との調整を進め、早期の整備完了に努めます。

5-2-3 町道の整備及び長寿命化

「茨城町道路計画」に基づき、また地域の要望を踏まえながら、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、定期的な点検・補修を行い長寿命化に努め、町民参加型の維持管理の促進を図ります。

5-2-4 橋梁の長寿命化

「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と補修を実施し、予防保全型の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。

5-2-5 公共交通の充実

- ①路線バスについて、バス事業者に対し、維持に向けた働きかけを行います。
- ②関係機関との連携や広域的連携のもと、交通弱者対策として地域の実情に合った公共交通サービスについて検討していきます。

5-2-6 高齢者・障がい者対策の強化

高齢者・障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を引き続き推進するとともに、利用者のニーズに十分応えられるよう、事業内容の充実を図ります。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町道改良率	%	18.9	19.7
町道舗装率	%	66.1	66.6
高齢者福祉タクシー助成事業利用者数 （延べ）	人	1,268	1,500
心身障害者福祉タクシー助成事業利用者数 （延べ）	人	73	80

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○道路の破損状況等について行政に情報を提供しましょう。○地域や団体で行う道路の除草や清掃等の維持管理活動に参加しましょう。○福祉タクシー助成事業を効果的に利用し、日常生活に役立てましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体、事業者は、道路の破損状況等について行政に情報を提供しましょう。○地域や団体は、道路の除草や清掃等の維持管理活動を行いましょう。

5-3 情報化

▶ 目的と方針

自治体運営の効率化と地域活性化に向け、ICTのさらなる利活用とセキュリティ対策の強化を図ります。

▶ 現状と課題

近年、情報通信環境は飛躍的に向上し、住民生活においても高速・大容量通信やスマートフォンなどの情報機器の普及により、ネットワークに手軽につながる環境が整ってきています。このような中、今やインターネット利用は生活になくてはならないものとなっており、情報に対するニーズは多種多様な内容で増加しています。

本町においても、ICTを利活用し、効果的な情報発信や電子申請システムによる行政情報サービスの提供など、市民の利便性向上のための取り組みを行っています。

また、社会保障・税番号制度^{※23}の導入等も踏まえながら、個人情報・行政情報の適正な管理や行政事務の効率化を図るとともに、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の構築に取り組んできました。

これからの自治体運営や地域活性化にとって、情報化の推進がますます不可欠なものとなることから、情報発信の強化や電子自治体の推進など、ICTの利活用はまちづくりを進めるための重要な基盤の一つであると考えていかなければなりません。

また、情報化の推進とあわせ、年々巧妙化しているコンピュータウイルス等のセキュリティ対策のさらなる強化と職員の危機管理意識の醸成が必要です。

※ 23 利便性の高い公平・公正な社会の実現に向け、国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を付番・通知し、各種の行政手続きに利用する制度。

■施策の体系

情報化	行政情報サービスの充実
	行政情報セキュリティ対策の強化
	業務システムの効率化

▶ 主要施策

5-3-1 行政情報サービスの充実

- ① 市民の利便性の向上を図るため、電子申請・届出サービスで利用できる手続き内容の拡大を図るとともに、市民の利用を促進します。
- ② ホームページやSNSのほか、AI^{*24}などを活用した効果的な情報発信手段を調査・検討します。
- ③ 行政情報の共有化を図るため、オープンデータの導入^{*25}について調査・検討します。

5-3-2 行政情報セキュリティ対策の強化

- ① 個人情報の漏えい等を防止するため、情報管理の強化と重要データの保護など、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
- ② 多様化・高度化する新たな脅威に対し、技術的対策だけでなく、危機管理体制や手順を明確化し、迅速かつ的確な対応を図ります。
- ③ 年々巧妙化しているコンピュータウイルス等のセキュリティ対策を強化するとともに、職員への意識啓発に努めます。

5-3-3 業務システムの効率化

- ① 業務の効率化と経費削減を図るため、自治体クラウド^{*26}の導入に向け、他自治体とのシステム共同利用の調査・検討を行います。
- ② 庁内の情報システムが効果的に運用され、また、業務の効率化が図れるよう、システム機能の見直しを行います。
- ③ 職員のICTスキルを向上させるための研修を実施し、ICTを利用した業務の推進や職員個人のスキルアップに努めます。

※ 24 人工知能。

※ 25 自治体が保有している各種データを二次的利用が可能な形で公開するもの。

※ 26 自治体が情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取り組み。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
「いばらき電子申請・届出サービス」利用件数	件	529	1,000

■町民等に期待される主な役割

町 民	○ホームページやSNS、電子申請・届出サービスなどの行政情報サービスを効果的に利用し、日常生活等に役立てましょう。
地域・団体・事業者	○地域や団体、事業者は、ホームページやSNS、電子申請・届出サービスなどの行政情報サービスを効果的に利用し、地域活動や団体活動、事業活動等に役立てましょう。

5-4 住宅、定住・移住対策

▶ 目的と方針

快適で安全・安心な住まいの確保に向け、町営住宅の適正な管理・運営や民間住宅の住環境向上の支援に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

▶ 現状と課題

快適で安全・安心な住まいの確保は、人々が健康で文化的な生活を営むための基本的な条件です。

本町では、昭和 41 年から町営住宅を供給しており、現在、管理棟数 23 棟、管理戸数 252 戸で運営しています。

しかし、これらの町営住宅の約 7 割が、昭和 40 年代から昭和 50 年代に建築され、昭和 40 年代住宅は耐用年限を超過し、すでに更新時期を迎えているほか、昭和 50 年代住宅は耐用年限の半分以上を超過し、今後、更新時期を迎える住宅が急増することが見込まれます。

今後は、こうした状況を踏まえて平成 28 年度に策定した「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

また、本町では、地震に備え、木造住宅の耐震診断や住宅のリフォームを支援していますが、安全・安心な住生活の確保に向け、今後も引き続き支援していく必要があります。

さらに、本町では、空き家の増加が進む中、空き家の利活用と定住・移住の促進に向け、平成 28 年度に「茨城町空き家バンク制度」を設立しました。

しかし、現在のところ、転入者の増加にはつながっておらず、今後は、県内外に向けたさらなる情報発信等を行い、制度の利用を促進していく必要があります。

また、人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取り組みを総合的に進め、町全体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、情報発信や相談、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

このため、今後は、町の情報発信の強化や定住・移住に関する相談体制の充実、経済的支援の充実など、定住・移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

■施策の体系

住宅、定住 ・ 移住対策	町営住宅の適正な管理・運営
	民間住宅の住環境向上の支援
	空き家の利活用
	定住・移住希望者の掘り起こし
	定住・移住に関する相談・支援体制の強化

▶主要施策

5-4-1 町営住宅の適正な管理・運営

「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な点検・修繕等を行い、将来的な需要見通しを踏まえた町営住宅のあり方を考慮した上で、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進します。

5-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

安全・安心・快適な住環境づくりに向け、木造住宅の耐震診断及び住宅リフォームの支援を引き続き行います。

5-4-3 空き家の利活用

「茨城町空き家バンク制度」の利用を促進し、転入者の増加につなげていくため、ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めるとともに、制度内容の充実について検討・推進します。

5-4-4 定住・移住希望者の掘り起こし

町の知名度の向上と定住・移住希望者の掘り起こしに向け、定住・移住に特化したウェブサイトやパンフレット等の内容充実を図るとともに、様々な媒体の活用や東京圏等におけるイベントへの参加等を通じ、町の情報発信の強化を図ります。

5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

- ①定住・移住に関する相談に効果的に対応し、一貫したサポートが行えるよう、相談体制の強化を図ります。
- ②定住・移住希望者の不安や悩みの軽減、町の風土・風習にふれる機会の提供を図るため、東京圏等における移住相談会や移住体験ツアーを開催します。
- ③転入者に対する住宅リフォームの支援を引き続き行うとともに、定住・移住希望者のニーズを的確に把握しながら、さらなる効果的な支援施策を検討・推進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた改修戸数(累計)	戸	—	90
「茨城町空き家バンク制度」への登録件数(累計)	件	2	10
「茨城町空き家バンク制度」を利用した契約件数(累計)	件	2	10
定住・移住施策を利用した移住者数(累計)	人	14	60
東京圏等での移住相談会の開催回数(累計)	回	4	20

■町民等に期待される主な役割

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政による支援を効果的に利用し、住宅の耐震診断やリフォームを行いましょう。 ○空き家を所有している人は、「茨城町空き家バンク制度」に登録しましょう。 ○町の情報発信や移住者の受け入れに協力しましょう。
<p>地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、町の情報発信や移住者の受け入れに協力しましょう。